

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年5月14日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700381 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800005 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から昭和 34 年 12 月 1 日まで  
昭和 34 年当時、台風が通過した秋に上京して転職先を探した。公共職業安定所へ行き、C 市にあった A 社へ就職した。昭和 34 年 10 月から 12 月まで、同事業所で商品製造に従事した。給料も月給で 3 回ぐらいもらったので、年金の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、請求者の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 34 年 12 月 1 日、同被保険者資格の喪失年月日は昭和 34 年 12 月 21 日と記録されているところ、請求者は、当該資格取得年月日より前の同年 10 月 1 日より、同事業所に勤務していた旨主張している。

しかしながら、A 社は、請求者の人事記録等を保管していないため、請求者の請求期間における勤務実態については不明と回答している。

また、A 社が提出した請求者の A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、資格取得年月日欄には昭和 34 年 12 月 1 日と記載されており、前述の同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日（昭和 34 年 12 月 1 日）と一致する。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。